

原議保存期間	10年（令和17年3月31日まで）
--------	-------------------

佐 本 人 少 発 第 2 6 0 号
令 和 6 年 1 1 月 2 1 日

関 係 各 所 属 長 殿

有 効	令和17年3月31日まで
少年サポート係	

佐 賀 県 警 察 本 部 長

少年補導員の定数改定に向けた削減目標について（通達）
少年補導員については、「少年補導員制度運営要綱の制定について（例規通達）」（令和2年1月7日付け佐本人少発第2号ほか）により運用しているところであるが、この度、佐賀県少年補導員連絡協議会の承認を得て、下記のとおり少年補導員の定数削減に向けて目標を定めたので、運用上誤りのないようにされたい。

記

- 1 少年補導員の削減目標
令和12年度委嘱時まで502人
- 2 警察署別少年補導員の削減目標
別表1のとおり
- 3 運用上の留意事項
 - (1) 削減目標に向けての調整期間中は、定年解嘱者の後任を補充しないなどの措置を取り、令和12年度から削減目標数となるよう調整を図ること（別表2のとおり）。
なお、定年解嘱の予定者数を見込んで削減目標数に近づける計画を立てているが、地域の実情で定年解嘱者の後任者が活動上必要と認めるなどやむを得ない事情がある場合は、後任者の推薦は妨げないものとする。
 - (2) 中途解嘱者が出ることも予想され、計画よりも早く削減目標に達することも見込まれるため、その際は、削減目標数で運用されたい。

別表 1

警察署別少年補導員の削減目標数（人）

警察署	削減目標数（人） （令和12年度予定）
佐賀南	70
佐賀北	67
神埼	30
鳥栖	74
小城	36
唐津	85
伊万里	48
武雄	29
白石	22
鹿島	41
合計	502

R6.11.13現在

			R 6. 4			R 8. 4			R 10. 4			R 12. 4														
			任期			任期			任期																	
			令和 6 年度			令和 7 年度			令和 8 年度			令和 9 年度			令和 1 0 年度			令和 1 1 年度			要調整		補導員 調整後		補導員 R 6 実数	
			定年者	補充	調整後	定年者	補充	調整後	定年者	補充	調整後	定年者	補充	調整後	定年者	補充	調整後	定年者	補充	調整後						
佐賀南署	100	70	12		88	7		81	3		78	7		71	5	4	70	2	2	70					佐賀南署	99
佐賀北署	79	67	7		72	7	2	67	3	3	67	5	5	67	3	3	67	6	6	67					佐賀北署	73
神埼署	31	30	3	2	30	3	3	30	2	2	30	0	0	30	2	2	30	1	1	30					神埼署	30
鳥栖署	94	74	2		92	4		88	6		82	8		74	5	5	74	5	5	74					鳥栖署	86
小城署	54	36	4		50	4		46	5		41	1		40	5	1	36	5	5	36					小城署	54
唐津署	119	85	1		118	3		115	7		108	7		101	8		93	6		87	2		85	唐津署	102	
伊万里署	58	48	2		56	4		52	3		49	4	3	48	1	1	48	2	2	48					伊万里署	58
武雄署	42	29	2		40	3		37	5		32	2		30	2	1	29	5	5	29					武雄署	38
白石署	31	22	0		31	1		30	1		29	2		27	1		26	0		26	4		22	白石署	31	
鹿島署	53	41	0		53	4		49	2		47	0		47	7	1	41	3	3	41					鹿島署	53
	661	502	33	2	630	40	5	595	37	5	563	36	8	535	39	18	514	35	29	508						624
			S29.4.1~S30.3.31生			S30.4.1~S31.3.31生			S31.4.1~S32.3.31生			S32.4.1~S33.3.31生			S33.4.1~S34.3.31生			S34.4.1~S35.3.31生								
						R 8 年 2 月頃 委嘱・推薦作業						R 10 年 2 月頃 委嘱・推薦作業						R 12 年 2 月頃 委嘱・推薦作業								